

開 会

○渡部秀樹委員長 おはようございます。

これから予算特別委員会を開きます。

本日の会議に欠席の通告委員はございません。よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

それでは、去る9月4日の本会議において予算特別委員会に付託になりました補正予算案7件について審査を行います。

なお、審査日程につきましては、既に配付されております会議日程表のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これから各会計補正予算案の概要の説明を求めます。

議案第54号 令和6年度長井市一般会計補正予算第6号

○渡部秀樹委員長 まず、議案第54号 令和6年度長井市一般会計補正予算第6号の1件について。

鈴木和夫財政課長。

○鈴木和夫財政課長 それでは、議案第54号 令和6年度長井市一般会計補正予算第6号の概要についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,728万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ183億6,359万1,000円といたすものでございます。

款、項ごとの金額につきましては、2ページから4ページまでの第1表のとおりでございま

す。

第2条の債務負担行為の補正及び第3条の地方債の補正につきましては、5ページの第2表、第3表のとおり、それぞれ追加、変更いたすものでございます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページへお進みます。まず、歳入でございますが、9款1項地方特例交付金は、定額減税減収補填特例交付金などで703万7,000円の増額。

10款1項地方交付税は、普通交付税分で6,705万9,000円の増額。

14款1項国庫負担金は、児童手当扶助費負担金が4,112万8,000円の増額。

2項国庫補助金では、1目で9ページに進み、デジタル田園都市国家構想交付金1,485万7,000円の減額などで、項の合計は、951万2,000円の減額でございます。

15款1項県負担金は、児童手当扶助費負担金が305万4,000円の減額。

2項県補助金は、2目で山形県地域密着型施設準備交付金、山形県保育士育児休業取得促進事業費補助金などで、904万9,000円の増額となり、10ページに進み、4目では、畑地化促進事業費補助金186万4,000円の増額などで、項の合計は、1,166万2,000円の増額でございます。

17款1項寄附金は500万円の増額。

18款2項基金繰入金では、減債基金繰入金、財政調整基金繰入金合わせて2億722万2,000円減額いたします。

19款1項繰越金は、前年度繰越金で2億5,549万5,000円の増額。

11ページにお進みください。20款4項雑入は、障害児通所給付費などで、733万4,000円の増額。

21款1項市債は、6目の緊急自然災害防止対策事業債80万円の増額などで、235万9,000円の増額でございます。

12ページへお進み願います。次に、歳出でございますが、このたびの補正では、人事異動に伴う職員人件費などにつきまして、該当する款項目節において必要な調整と組替え等を行ったほか、時間外手当を増額しております。

表中の説明欄、一般職給料、時間外手当、その他の手当、共済費、会計年度任用職員任用等経費、特別会計繰出金、企業会計負担金など、関連する部分につきましては、割愛の上、ご説明させていただきます。

1 款 1 項 議会費は、116万円の減額。

2 款 1 項 総務管理費は、13ページに進み、6目で旧長井小学校第一校舎活用事業110万4,000円の増額などで、項の合計は1,678万6,000円の増額。

2 項 徴税費は、税務事務管理経費800万円の増額などで、496万2,000円の増額。

14ページにお進みください。3 項 戸籍住民基本台帳費は、戸籍電算化事業304万7,000円の増額などで、971万7,000円の増額。

4 項 選挙費は、22万9,000円の増額。

15ページに進み、5 項 統計調査費は、1万4,000円の増額。

6 項 監査委員費は、75万1,000円の減額。

16ページにお進みください。3 款 1 項 社会福祉費は、1目及び2目で、返還金を計上したほか、3目では、17ページに進み、地域密着型介護施設等整備事業534万6,000円、軟骨伝導集音器購入助成事業86万円の計上などで、18ページに進みまして、項の合計は、1,556万2,000円の増額となりました。

2 項 児童福祉費は、1目で返還金を計上したほか、19ページに進み、延長保育事業が211万円の増額、保育施設等給食費負担軽減支援事業が200万9,000円の増額、保育士育児休業取得促進事業が600万円の増額。20ページに進み、2目では、児童手当支給事業3,745万9,000円の増額。21ページに進み、4目では、すみれ学園管

理運営事業648万5,000円の増額などで、項の合計は、8,600万4,000円の増額。

3 項 生活保護費は、1目で22ページになりますが、生活保護調査及び支給管理事業476万4,000円の増額のほか、返還金などで、項の合計は2,528万6,000円の増額となりました。

23ページにお進みください。4 款 1 項 保健衛生費は、271万8,000円の減額。

24ページに進み、2 項 清掃費は、2目で一般廃棄物等収集運搬等事業780万7,000円の増額などで、項の合計は、771万8,000円の増額。

6 款 1 項 農業費は、25ページに進み、3目で新規就農・移住定住促進事業が118万円の増額、4目では、経営所得安定対策等推進事業186万4,000円の増額などがありましたが、2目で職員人件費及び負担金の減額がありまして、項の合計は757万2,000円の減額となりました。

2 項 林業費は、9万1,000円の減額。

26ページにお進みください。7 款 1 項 商工費は、3目でデジタル田園都市国家構想交付金事業240万4,000円の減額などで、項の合計は、1,400万1,000円の減額。

8 款 1 項 土木管理費は、10万6,000円の増額。

27ページにお進みいただきます。2 項 道路橋りょう費は、2目で道路維持管理事業が500万円の増額、協働のまちづくり支援事業が143万円の増額などで、項の合計は2,166万円の増額。

28ページに進み、3 項 河川費は、緊急自然災害防止対策事業で80万円の増額。

4 項 都市計画費は、29ページに進み、789万6,000円の減額。

5 項 住宅費は、105万1,000円の減額。

9 款 1 項 消防費は、3目で消防施設維持管理事業315万7,000円の増額などで、項の合計は、389万3,000円の増額。

30ページに進み、10 款 1 項 教育総務費は、525万9,000円の増額。

2 項 小学校費は、117万2,000円の減額。

31ページに進み、3項中学校費は、16万3,000円の減額。

4項社会教育費は、3目で自治公民館施設整備事業110万円の増額。32ページに進み、7目で生涯学習プラザ施設管理事業167万8,000円の増額などで、項の合計は845万7,000円の増額。

5項保健体育費は、33ページに進み、3目で食育関連事業639万9,000円の増額などで、項の合計は740万8,000円の増額でございます。

12款1項公債費は財源更正でございます。

以上が令和6年度長井市一般会計補正予算第6号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第55号 令和6年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号

○渡部秀樹委員長 次に、議案第55号 令和6年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号の1件について。

新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 議案第55号 令和6年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号の概要についてご説明申し上げます。

山鉄1をお開きください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ190万3,000円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,634万5,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書により説明いたします。山鉄6をお開きください。歳入でございます。4款1項雑入でございますが、令和5年度の山形鉄道株式会社の決算におきまして、除雪関連費用の圧縮により、上下分離の下部分の補助金

に余剰がありましたので、令和5年度山形鉄道運営助成基金補助金返還金として190万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、山鉄7をお開きください。歳出でございます。ただいま歳入で申し上げました返還金につきまして、2款1項基金積立金に追加支出するため、190万3,000円を増額補正するものでございます。

なお、この補正予算案につきましては、県及び沿線2市2町の首長で構成いたします山形鉄道運営助成基金運用管理委員会で承認を得て提出させていただいたものでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第56号 令和6年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号

○渡部秀樹委員長 次に、議案第56号 令和6年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号の1件について。

鈴木幸浩健康スポーツ課長。

○鈴木幸浩健康スポーツ課長 議案第56号 令和6年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

訪看1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ76万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,916万9,000円といたすものでございます。

次に、事項別明細書によりご説明いたしますので、訪看6ページをお開きください。初めに、歳入です。3款1項1目一般会計繰入金を76万4,000円増額するものでございます。

続いて、歳出です。訪看7ページをお開きください。1款1項1目訪問看護事業費は、職員

の件費として76万4,000円を増額するものでございます。

補正の内容でございますが、人事異動などに伴う件費を増額いたすものでございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第57号 令和6年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号

○渡部秀樹委員長 次に、議案第57号 令和6年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の1件について。

渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長。

○渡部和喜子福祉あんしん課長寿介護・地域包括支援センター担当課長 議案第57号 令和6年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の概要についてご説明を申し上げます。

介護保険1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,836万6,000円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ33億694万7,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書によりご説明いたします。6ページをお開きください。歳入でございます。7款1項一般会計繰入金でございますが、物価高騰による食の自立支援高齢者配食サービス事業の委託料増額のため、一般会計から2万2,000円を繰り入れるものでございます。

8款1項繰越金につきましては、総務管理費と償還金の財源として8,834万4,000円を増額補正を行うものでございます。

7ページをご覧ください。歳出でございます。1款1項総務管理費は、令和6年度の介護保険制度改正に伴う要介護認定事務支援システムの

認定調査票様式作成のため19万8,000円を増額補正でございます。

3款1項介護予防・生活支援サービス事業費は、先ほどご説明しました食の自立支援高齢者配食サービス事業の要支援者事業対象者分として1万1,000円を増額補正。

3款3項包括的支援事業・任意事業費の1目と8ページに参りまして、2目、3目、6目、7目は、会計年度任用職員の件費について組替えを行うものでございます。

4目任意事業費は、食の自立支援高齢者配食サービス事業の要介護者分として1万1,000円を増額補正でございます。

9ページをお開きください。5款1項償還金及び還付加算金につきましては、令和5年度の国庫負担金等について実績に基づき返還を行うため、8,814万6,000円を増額補正するものでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

議案第58号 令和6年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号

○渡部秀樹委員長 次に、議案第58号 令和6年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号の1件について。

若月由紀建設課長。

○若月由紀建設課長 議案第58号 令和6年度長井市宅地開発事業特別会計補正予算第1号の概要についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,058万5,000円といたすものでございます。

また、第2条の地方債の補正につきましては、

宅地3ページの第2表のとおり変更するもの
でございます。

次に、事項別明細書にてご説明いたします
ので、宅地5ページをお開きください。歳入で
ございますが、宅地造成費の充当財源であり
ます3款市債、1項1目宅地開発事業債につ
きまして、70万円の増額でございます。

宅地6ページをお開きください。歳出でござ
います。1款宅地開発事業費、2項1目宅地
造成費につきましては、成田地内の造成予定
地の隣接地を造成区域に加えるため、宅地
開発整備に係る測量設計等業務として、12
節委託料70万円を増額いたすものでござ
います。

以上が令和6年度長井市宅地開発事業特別
会計補正予算第1号の概要でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上
げます。

**議案第59号 令和6年度長井市水
道事業会計補正予算第1号
議案第60号 令和6年度長井市下
水道事業会計補正予算第1号**

○渡部秀樹委員長 次に、議案第59号 令和6
年度長井市水道事業会計補正予算第1号及び
議案第60号 令和6年度長井市下水道事業
会計補正予算第1号の2件について。

佐藤 久上下水道課長。

○佐藤 久上下水道課長 議案第59号 令和6
年度長井市水道事業会計補正予算第1号の
概要についてご説明申し上げます。

水道1ページをお開きください。このたび
の補正につきましては、人事異動に伴う職員
人件費及び消火栓移設に伴う工事費の補正
をいたすものでございます。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、

収入の1款1項営業収益を315万7,000
円増額いたすとともに、支出の1款1項営
業費用を285万7,000円増額いたすもの
でございます。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、
予算第4条本文括弧書き中の条文を改めると
ともに、2ページに進み、支出の1款1項
建設改良費を882万1,000円減額いたす
ものでございます。

第4条につきましては、予算第8条に定めた
職員給与費を912万1,000円減額いたす
ものでございます。

それでは、実施計画によりご説明いたしま
すので、3ページをお開きください。収益的
収入及び支出で、収入の1款1項営業収益
で消火栓移設に伴う一般会計負担金315万
7,000円を増額いたすものでございます。

支出の1款1項営業費用で、消火栓移設費
用と人事異動による調整額を合わせ285万
7,000円を増額いたすものでございます。

4ページ、資本的収入及び支出で、支出の
1款1項建設改良費で人事異動による調整
額882万1,000円を減額いたすもので
ございます。

8ページに飛びまして、補正後のキャッシュ
フロー計算書でございます。当初予算にお
いて見込み計上しておりました期首残高を
決算により確定した額に改めた上、このた
びの補正を加味し、期末残高を9億5,855
万7,000円と見込んだものでございま
す。

以上が令和6年度長井市水道事業会計補正
予算第1号の概要でございます。

続きまして、議案第60号 令和6年度長
井市下水道事業会計補正予算第1号の概要
についてご説明いたします。

下水道1ページをお開きください。このた
びの補正につきましては、人事異動に伴う
職員人件費及び汚水管敷設に伴う設計委
託料など補正いたすものでございます。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、

収入、支出ともに1款から3款までを合わせ、それぞれ61万1,000円を増額いたすものでございます。

2ページへ進み、第3条、資本的収入及び支出につきましては、予算第4条本文括弧書き中の条文を改めるとともに、収入につきましては、企業債の増額と補正の減額を合わせ776万8,000円を増額し、支出につきましては、建設改良費を合わせ786万2,000円を増額いたすものでございます。

第4条につきましては、予算第6条に定めた起債の限度額を3ページの表のとおり改めるものでございます。

第5条につきましては、予算第9条に定めた職員給与費を17万9,000円増額いたすものでございます。

第6条につきましては、一般会計からの補助金を17万9,000円増額いたすものでございます。

それでは、実施計画によりご説明いたしますので、4ページをお開きください。収益的収入及び支出で、収入の1款公共下水道事業収益から3款農業集落排水事業収益まで、それぞれ2項営業外収益の一般会計補助金を記載のとおり増減いたすものでございます。

支出につきましては、1款公共下水道事業費用から5ページの3款農業集落排水事業費用まで、職員人件費を記載のとおり増減いたすものでございます。

6ページで、資本的収入及び支出につきましては、収入の1款1項企業債で620万円の増額。1款3項補助金で34万3,000円の減額。3款1項企業債で200万円の増額。4款3項補助金で8万9,000円の減額をいたすものでございます。

支出につきましては、7ページで、1款1項建設改良費は、成田地内汚水管路敷設に係る実施設計業務委託料などがあり、586万1,000円の増額。3款1項建設改良費は、大久保農集施設の流量計更新工事費で209万円の増額。4款1

項建設改良費は、職員人件費の調整があり、8万9,000円の減額補正をいたすものでございます。

11ページに飛びまして、補正後のキャッシュフロー計算書でございますが、当初予算で見込み計上しておりました期首残高を決算額に改め、このたびの補正も加味し、期末残高を6,696万6,000円と見込んだものでございます。

以上が令和6年度長井市下水道事業会計補正予算第1号の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度長井市各会計補正予算案 に関する総括質疑

○渡部秀樹委員長 概要の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

ここで、予算総括質疑の発言通告がありますので、ご指名いたします。

なお、順位2番、議席番号1番、平井直之委員、順位3番、議席番号8番、竹田陽一委員から、予算総括質疑の発言通告を取り下げたい旨の申出があり、許可しましたのでご報告いたします。

平 進介委員の総括質疑

○渡部秀樹委員長 順位1番、議席番号13番、平進介委員。

○13番 平 進介委員 平 進介でございます。よろしくお願いをいたします。

このたびは2項目について予算総括質疑を行う予定でしたが、先ほどの本会議において、議案第54号 令和6年度一般会計補正予算第6号

の訂正についてが可決されたところでございます。そのため、今回総括質疑を予定しておりました補正予算の箇所が削除されましたので、2項目めの7款商工費、1項商工費、1目商工総務費の産業振興交流拠点施設事業972万5,000円についてに係る総括質疑については割愛させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2款総務費、2項徴税費、1目徴税総務費の市税等還付金800万円に関連しお尋ねいたします。

初めに、1、固定資産税等の課税誤りとその後の対応についてお尋ねしてまいります。

まず、(1)についてお聞きをいたします。

課税誤りに係る6月定例会の一般質問に対する税務課長の答弁は、県外市外の11件は郵送し、そのほかの42件につきましては、1件1件訪問させていただきまして、今回の課税の誤りがなぜ起きたのかというようなことについて、詳しく丁寧に説明させていただいて、ご理解いただいたという報告を受けておりますとの答弁でありました。現在の状況はどのようになっているのでしょうか、税務課長にお聞きをいたします。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 6月7日、一般質問で平議員からご質問いただいた時点では、納税者のご自宅に訪問の際、税務課の担当職員が説明した内容について、全ての皆様にご理解いただいたと認識しておりましたが、対応した職員の説明が不足していたことなどご理解いただけなかった方が2件ございました。私の事実確認も遅れてしまったことに深く反省しております。申し訳ありません。今後はこのようなことがないようにしてまいりたいと存じます。

なお、現在はご理解いただけるように協議中でございます。

現在の還付の状況でございますが、過大課税対象者21件のうち、19件につきましては、6月

の17日に還付させていただきました。過少課税対象者32件につきましては、固定資産税第1期の納期限が5月の31日、第2期納期限が7月31日でしたが、納期限どおりに皆様から納税いただいております。

○渡部秀樹委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 2件ということでございます。

次に移ります。(2)についてお聞きをいたします。

去る5月16日開催の全員協議会に長井市固定資産税等過誤納返還金支払規程が示されました。これは追加資料として提出されたものですが、平成29年2月27日付で制定し、納税者不利の解消を図ってきたということであります。これは規程ですから税務行政を執行する方針ですので、納税者の方にも公表されるべきものだと思います。この内容を関係者に示し説明されてこられたのでしょうか、税務課長にお聞きをいたします。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 平成29年2月27日付、長井市告示第28号により市民の皆様に掲示板において広く周知しております。なお、令和6年5月15日付の対象者の皆様へのおわび文の中で、長井市固定資産税等過誤納返還金支払規程に基づくものである旨を明記させていただきました。

○渡部秀樹委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 平成29年2月27日付で告示して広く市民の方にお知らせしたということですが、規程については地方自治体でいえば条例規則に次ぐものだと私は理解しておりますし、長井市の例規集にも規程はたくさんありますし、ネットで検索できる長井市の例規集にもたくさんあるわけですので、そこにも載せるべきではないかなと思ったところです。

この規程で特に気になったのが第5条の返還の対象期間です。第1項では、返還の対象とな

る期間は10年以内としています。これに基づいて私たち議会にも10年と説明されているのだと思います。

気になったのは次の第2項について、このたび課税ミスがあった市民の皆さんに説明されているのかという点であります。第2項では、前項の規定にかかわらず、10年を超える期間であっても、納税義務者または相続人等が納税通知書及び領収書等で還付不能額を明らかにし、市長が認めたとき、もしくは市長が当該還付不能額を確認したときは、当該還付不能額も返還の対象とすることができる。ただし、返還金の支出を決定する日の属する年度の初日から遡って起算し、20年を限度とするとあるからです。この規程によれば、還付は10年でなく20年まで遡って返還できることとなります。このことをこのたびの関係者の皆さんに説明されておられたのかどうか、再度、税務課長にお聞きをいたします。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 規程の第5条第2項につきましては、あくまでも納税通知書、あとは領収書で確認できた場合となっております。税務課で持っているデータというのが10年分しかなく、それ以前の部分というのはなかなか確認することが難しくなりますので、あくまでもご本人が持ってきていただいたときのみとなっております。ただ、今回のことに関しては、規程で周知したということもありましたので、あえて個々にこの規程を同封したとかそういったことはしておりませんでした。

○渡部秀樹委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 今、税務課長からあったとおり、20年、10年を超える部分については、市のほうでは10年間のデータしかないの、それ以前については遡れないということで、納税義務者の方が10年以上遡って納税通知書及び領収書等を示せば、最高20年まで遡って還付でき

るということよろしいですか。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 今、平委員がおっしゃったとおり、納税通知書、あと領収書、そちらのほう全部準備していただいて、それを市長が認めた場合は還付ができるというような内容となっております。

○渡部秀樹委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 本人が持っていないときは10年までだというお話になるわけですが、それでも持ってる場合もあると思いますので、しっかりと明示すべきだと思います。

規程ですので、隠さずしっかりと明示して提示すべきだと思いますし、今後、インターネットの長井市の例規集に記載、提示、明示することについては、税務課長としていかがお考えですか。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 ホームページ等で規程なりそういったものは公開していけるように今後検討させていただきます。

○渡部秀樹委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 よろしくお願ひします。次に、3についてお聞きをいたします。

去る9月12日開催の総務常任委員会協議会に示された資料によりますと、還付手続が終わっていないのは県外1件と市内1件の2件のようです。先ほど2件というのがこれだと思います。当初の金額、これは5月16日の全員協議会に示された過大に課税した課税誤りの件数及び金額等で、件数は21件で金額は485万6,200円となっております。この額から総務常任委員会協議会に示された還付済みの額360万7,900円を差し引くと124万8,000円ほどになります。残っている2件の方でこの還付額となるとかなり大きいわけですが、このたびの課税誤りの中で、過大課税の最高額の方となるのかどうか、税務課長にお聞きをいたします。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 総務常任委員会協議会でお示した資料を基にご説明しますと、還付済みの金額が360万7,900円、これには還付加算金と延滞金が含まれておりますので、本税のみの金額で申し上げますと、2件で141万9,400円となります。また、この2件の中には金額が最大の方も含まれております。

○渡部秀樹委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 そうすると、5月16日の全員協議会の追加資料で出された最大の方、131万9,800円、この方はアパートの部屋数の誤りとなっておりますので、このアパートに関係した方ということになりますか。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 そのとおりでございます。

○渡部秀樹委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 次に、(4)についてお聞きをいたします。

固定資産税の納税通知書を5月15日に発送し、すぐに関係する市民のお宅を訪問し、おわびとともに丁寧な説明をされてきたということで、そのように思いますが、4カ月を過ぎても還付手続が解決しない原因はどこにあるのかということで、税務課長の考えをお聞きしたいと思います。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 まだ還付に至っていない2件につきましては、1件は県外にお住まいの方で、市内にある実家にお問い合わせしたり、携帯電話に何度も連絡はしております。また、配達証明により郵送し、自宅には間違いなく届いた旨を郵便局のほうから連絡をいただいておりますが、どうしても連絡がつかず、相手からの連絡待ちで見通しがつかず、あらゆる手段を尽くしておりますが、同意もいただけない状態で、お支払いしたくてもできないような状況でございます。

もう1件につきましては、担当職員が最初の訪問の際に、説明が不足していたことや、その際に何点か質問を受けたにもかかわらず、すぐに回答しなかったこと及び時間外に連絡を入れずに訪問してしまうなど、適切ではない対応がありましたことが原因と考えておりますので、対象者の方へは今後も誠意を持ってご説明し、ご理解いただけるよう進めてまいります。

○渡部秀樹委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 引き続き丁寧な説明をしていただきながら、納税者の方の理解を得ていただきたいと思っております。

次に、(5)についてお聞きをいたします。

還付手続が遅れているということで、上司への報告をどこかの時点でされたと思っております、それはいつなのか教えてください。

また、そのとき上司からはどのような指示があったのでしょうか、税務課長にお聞きをいたします。

○渡部秀樹委員長 菊地千賀税務課長。

○菊地千賀税務課長 訪問した際の状況報告や還付事務の状況につきましては、訪問した職員がご理解いただいたと誤って認識してしまい、報告が遅れてしまいました。大変申し訳ございませんでした。その後はその都度、上司のほうに報告しております。

上司からは、理解をいただけるように丁寧な対応をしていくよう指示がありました。

○渡部秀樹委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 その都度、上司に報告して、上司からは、丁寧な対応を取るような指示があったということのようです。最後の質問になりますが、(6)について市長に伺います。

このたびの課税誤りに係る事務処理状況について、市長が考える適切な時期に報告があったのでしょうか。

また、市民の方にご理解いただけないという

のは、行政の対応に不備なところがあったのではないかと危惧するところですが、どのようにお考えでしょうか。

さらに、いつまで市民の方にご理解いただき、手続を完了するおつもりなのか、市長の見解を伺います。

○渡部秀樹委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 このたびの課税誤りに係る事後処理の状況につきましては、担当課長から報告を受け、地方税法及び長井市固定資産税等過誤納返還金支払規程に基づき、丁寧な対応をしていくよう指示を出しております。

先ほど税務課長からもありましたように、担当職員が説明内容をご理解いただいたと誤った認識をしたことにより、報告が遅れたこともありました。その後はきちんと報告を受けております。市民の方のご理解をなかなか得られない要因としては、先ほど税務課長からもございましたが、アポイントも取らず、夕刻の忙しい時間帯に訪問したことからの始まり、市民の方が納得できる説明ができなかったことにあると思っております。今後はこのようなことがないように、市民のお立場をしっかりと考慮、配慮し、丁寧に分かりやすい説明を心がけ、訪問の趣旨をご理解いただけるような指示をしていきたいと思っております。

また、還付に至っていない方については、1件は連絡手段を見だし、まずは説明ができるように、これはなかなか難しいんですが、さらに検討、努力してまいりたいと思っております。

そしてまた、もう1件については、今後も誠意を尽くしご理解をいただけるよう、そしてなるべく早く私どものほうから適切にお戻しできるように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○渡部秀樹委員長 13番、平 進介委員。

○13番 平 進介委員 1件についてはなかなか連絡が取れないというお話ですので、今後と

も連絡取れるようなことで働きかけていただきたいと思えますし、もう1件につきましては、一番最初の対応がなかなか難しかったというか、アポも取らないで訪問してしまったということのようなことであります。やっぱり一番最初の対応が大切なのだろうとも思いますので、誠意を尽くしてされるということでございますので、できるだけ早い機会に課税ミス、課税誤りの事務が終了するように希望したいと思います。よろしく願いいたします。

以上で私の総括質疑を終わります。

○渡部秀樹委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第54号 令和6年度長井市一般会計補正予算第6号についての質疑

○渡部秀樹委員長 まず、議案第54号 令和6年度長井市一般会計補正予算第6号の1件について、ご質疑ございませんか。

15番、今泉春江委員。

○15番 今泉春江委員 17ページ、3款1項3目021軟骨伝導集音器購入助成事業86万円について、長寿介護・地域包括支援センター担当課長にお伺いいたします。

このたびの事業は、ヒアリングフレイルを予防し、認知症発症、介護予防を図るため、軽度、中度の難聴高齢者に安価で簡単に操作できる軟骨伝導集音器の購入費助成をするというものでございます。高齢者の難聴者が使用するの一般的な補聴器があります。また、テレビなどの